

公 告 第 803 号
令和 7 年 10 月 7 日

鈴与健康保険組合
理事長 太田 和彦

公 告

任意継続被保険者の標準報酬月額について、下記のとおり公告する。

記

1. 標準報酬月額（等級） 380,000円（第26等級）
標準報酬日額 12,000円
2. 算定根拠
令和7年9月末日における全被保険者の同月標準報酬月額の平均
額（373,238円）を適用する。
3. 適用年月日 令和8年4月1日
4. 適用方法
任意継続被保険者の従前の標準報酬月額（等級）が、第26等級
を超えるときは、上記標準報酬月額（第26等級）を適用。
第26等級以下の時は、従前の標準報酬を適用する。

以上